

【風水害】10/13 台風 19 号に伴う防災情報（第 3 報）

平成26年10月14日 4:10

・東北地方整備局災害対策本部は、台風 19 号の接近に伴い、10 月 13 日 17:00 に発令した注意体制（風水害）を 10 月 14 日 4:10 に警戒体制へ移行します。

（理由）降雨により、管内 3 事務所（道路）で警戒体制を設置したため

＜警戒体制をとっている事務所＞

- ・福島河川国道事務所
- ・郡山国道事務所
- ・磐城国道事務所

※災害対策本部が警戒体制を設置する基準は以下のとおりです。

- ・道路関係事務所の 3 事務所 が警戒体制を設置したとき。
- ・河川関係事務所の 2 事務所 が警戒体制を設置したとき。
- ・港湾関係事務所の 1 事務所 が警戒体制を設置したとき。

・災害対策支援本部（注意体制）は継続中です。

＜災害対策機械＞

- （石巻市） 排水ポンプ車 5 台（稼働中）
照明車 3 台（稼働中）
- （東松島市）排水ポンプ車 1 台（稼働中）
照明車 1 台（稼働中）
- （仙台市） 排水ポンプ車 1 台（稼働中）

— 前回までの防災情報 —

【風水害】10/13 台風 19 号に伴う防災情報（第 2 報）

平成26年10月13日 19:40

・東北地方整備局は、台風 19 号の接近に伴い、10 月 13 日 19:40 に災害対策支援本部（注

意体制)を設置。

(理由) 宮城県石巻市及び東松島市より排水ポンプ車及び照明車の支援要請があり、現地に派遣したため

(派遣) 石巻市 排水ポンプ車 1 台、照明車 1 台

東松島市 排水ポンプ車 1 台、照明車 1 台

・なお、災害対策本部(注意体制)は継続中です。

【風水害】10/13 台風19号に伴う防災情報(第1報)

平成26年10月13日 17:00

・東北地方整備局災害対策本部は、台風19号の接近に伴い、10月13日17:00に注意体制(風水害)を発令します。